

## 平成31年第1回紀の川市議会定例会 第4日

平成31年 3月26日（火曜日） 開 議 午前 9時29分

閉 会 午前11時53分

### ◎議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について  
議案第21号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第22号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
議案第23号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について  
議案第32号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について  
議案第33号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について  
議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第2 議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第25号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について  
議案第26号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について  
議案第27号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
議案第28号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定について  
議案第20号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定について  
議案第30号 紀の川市営住宅条例の一部改正について  
議案第31号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第34号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について
- 日程第4 議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について  
議案第36号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第37号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）について
- 議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算  
（第3号）について
- 議案第39号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算  
（第3号）について
- 議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）に  
ついて
- 日程第5 議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第42号 平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予  
算について
- 議案第43号 平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算  
について
- 議案第45号 平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別  
会計予算について
- 議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算につい  
て
- 議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算につ  
いて
- 議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算につい  
て
- 議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算につ  
いて
- 議案第50号 平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成31年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成31年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算につい  
て
- 議案第53号 平成31年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第54号 平成31年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算につい  
て
- 議案第55号 平成31年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第56号 平成31年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第57号 平成31年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会  
計予算について
- 議案第58号 平成31年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

- 議案第59号 平成31年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について  
 議案第60号 平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について  
 議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算について  
 議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について  
 日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成31年第1回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について  
から

議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ま  
で

○議長（坂本康隆君） 日程第1、議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定についてから、議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました7議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る3月1日の本会議で付託されました議案7件について、3月13日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託された議案7件については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定については、この条例を制定することで、今までと変わるところがあるのかとただしたのに対し、今までと変わらないが、身分が非常勤の特別職になるという答弁に、さらに公務災害の関係で、委員にとってのメリットはとただしたのに対し、今までは報酬が無報酬ということで公務災害の認定には当たらなかったが、今回の制定により公務災害が適用となるとの答弁でした。

また、条例の制定について、私的諮問機関等がなくなったのかとただしたのに対し、全てを把握していないが、長が諮問し委員会に答申を出すのが附属機関で、勉強会等の委員

会は私的諮問機関というふうに認識しているとの答弁でした。

次に、議案第23号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、課税免除や不均一課税の対象となるところがあるのかとただしたのに対し、紀の川市にはないという答弁に、和歌山県に来るという事業はあるのかとただしたのに対し、課税免除以前の段階で県に確認した内容だが、県下では、みなべ町で農機具のメーカーが1社あるとの答弁でした。

次に、議案第32号 紀の川市学校設置条例の一部改正については、桃山小学校・中学校は、いつから休校し、現在の児童・生徒数や登下校の状況についてただしたのに対し、桃山小学校は平成20年4月から休校となっており、現在、安楽川小学校に通学している生徒は、平成30年6月現在で13名、桃山中学校は、平成17年4月から休校となっており、現在、荒川中学校へ通学している生徒は、平成30年6月現在で6名、小中学校ともにスクールバスを利用して通学しているとの答弁でした。

次に、議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、210万円の辺地対策事業債について、これの元利償還金の何%が基準財政需要額に入ってくるのかとただしたのに対し、交付税について、元利償還金に対して80%算入されるとの答弁に、据置期間・償還期間について再度ただしたのに対し、借り方は、市に裁量があり、近年スクールバス等を買う場合は据え置きなしにし、償還期間については、減価償却の関係もあり5年とか7年で借り入れしているとの答弁でした。

また、財源内訳の中で、特定財源191万円の内容についてただしたのに対し、僻地地区の児童・生徒の遠距離通学に係るための国庫補助金で、2分の1の補助との答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております7議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決するとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第21号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第22号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第23号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第32号 紀の川市立学校設置条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第33号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について から  
議案第28号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正  
について まで

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第28号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました5議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る平成31年3月1日の本会議で付託されました5議案について、平成31年3月14日、本庁6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第24号については賛成多数で、その他の議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、今回の税率改正について、国保運営協議会ではどのような意見があったのかとただしたのに対し、去る平成31年1月24日開催の第2回運営協議会の審議の中で、今回税率改定をする上で、基金の繰り入れをして税率の増加を抑制できないかという意見や、前年度では税率を引き下げ、新年度では税率を引き上げるといった意見が出されたが、毎年度変動させるのではなく、ある程度平準化させることはできないかなどの意見があったとの答弁でした。

また、基金の活用についてどう考えているのかとただしたのに対し、納付金はどう変化していくか、また激変緩和が平成35年度までと期限が決まっている中で、激変緩和がな

くなっていくと納付金の急激な上昇が見られることもあるので、それに備え基金を使っていきたいという考えを持っているので、今回の変更での活用は今のところ考えていないとの答弁でした。

次に、議案第26号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についてでは、今回の改正で、31年度はどうなるのかとただしたのに対し、児童扶養手当の支給制限の適用期間の改正に伴い、それに合わせて受給者証を発行する。今までひとり親家庭医療の申請が6月からだったものを8月に変更することで、児童扶養手当を受給される方の申請を合わせた形になり、受給申請に来ていただく手間が一度で済むような変更となるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第24号についての反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する反対討論を行います。

今回の条例改正は、国保の県単位化2年目を迎える中で、資産割の廃止方針のもと全ての算定区分を変更し、資産割と平等割は縮小、所得割と均等割を引き上げるものとなっています。

また、この改正による1人当たり保険税額は、現行9万1,421円から、改正後は9万3,052円となり、1,631円の負担増となっています。

今回の改正の特徴として、全ての算定区分を変更したこと、中でも加入者の人数に応じて課税される均等割を大幅に引き上げたこと、そしてその結果として所得割と資産割の応能部分が52%から47%に下がり、均等割と平等割の応益部分が48%から53%へと賦課割合の大幅な変動があったことが上げられます。

これにより、加入世帯の所得や固定資産の有無、家族構成によって負担の増減のあらわれ方は一様ではありませんが、今回の改正の影響がどうあらわれるかをまとめると、所得があつて家族のいる世帯で負担増となり、所得がなくて固定資産のある世帯では引き下げとなると言えます。

予算決算常任委員会の厚生分科会での審査で、モデルケースでの負担額が説明されまし

た。一番増加したのが給与所得世帯で、給与収入400万円、この場合、所得額は266万円となります。固定資産税額が3万円、夫婦と子ども二人の4人世帯で、改定前が46万9,900円、改定後は50万4,000円となり、3万4,100円の増加になることでした。

さらに、このケースで算定区分で見ますと、所得割が、現行27万280円から改正後28万4,260円で、1万3,980円の増。資産割が、1万2,000円から6,000円で、6,000円の減。均等割が、14万7,000円から17万8,000円で、3万1,000円の増。平等割が、4万700円から3万5,900円で、4,800円の減となり、合わせて3万4,100円の負担増となってきます。中間所得層で、子どもがいる世帯で負担が大きくなっているということです。

今回の改正は、農業や商売で地域経済を支え家族を養っている方に最も負担を求めている内容となっています。ちなみに紀の川市は、平成30年度に税率の引き下げを行っていますが、引き下げる前の平成28年度改正時の負担額と比べてみても、今回の改正は1万8,500円の負担増となっています。

さらに、この年収400万円のモデルケースで被用者保険と比べてみると、協会健保和歌山の保険料では、年間24万2,352円となり、国保のほうが26万円も負担が大きくなるということになります。社会保険と国保の保険料格差はこれまでもありましたが、今回さらにそれを拡大させる内容となっています。

今回、この条例改正案に反対するのは、一つは、1人当たり保険税額として負担増となっていること。しかも、和歌山県の示す標準保険料率での1人当たり保険料額を上回る保険税額であること。二つは、国保以外の被用者保険では存在しない仕組みの均等割を引き上げ、家族のいる世帯、子どものいる世帯に負担を求める内容であること。三つは、その負担軽減のために4億4,800万円の基金の活用もせず、市としても独自繰り入れも行わずに、県の求める納付金を保険税で確保しようとしているということです。

昨年、資産割の引き下げを中心とする税率改正が行われ、紀の川市になって初めての引き下げが行われました。それを歓迎したのもつかの間、わずか1年で負担増に転じる条例改正案となってしまいました。

都道府県単位化され、一定の国費の投入も行われていますが、それでも保険料水準が高いままであり、その解消にはさらなる公費投入が必要であること、紀の川市も保険者として軽減につながる政策が必要であるということを述べまして、討論いたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第24号についての賛成討論の発言を許可いたします。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（登壇） 私は、議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の国民健康保険税条例の一部改正については、平成30年度に財政運営の都道府県単位化など、国民健康保険制度創設以来の大きな改革が行われ、平成31年度においても

県が示す国保事業費納付金や標準保険料率の水準により、国民健康保険税率を見直す必要が生じています。

平成30年度に改正して2年連続となりますが、年度ごとの国民健康保険事業勘定特別会計の収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図るための財源確保の観点から国保税率を改正するものであり、将来にわたり安定した国保事業の運営ができることに一層の努力をされるよう要望し、本案に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第24号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第25号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第26号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第27号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第28号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定について から  
議案第34号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について まで

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定についてから、議案第34号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました5議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出されお手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

5番 中尾太久也君。

○5番（中尾太久也君）（登壇） おはようございます。

産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告報告いたします。

当委員会に付託されました議案第19号及び議案第20号、議案第30号及び議案第31号、議案第34号の計5議案であります。

委員会は、去る3月15日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました5議案のうち、議案第31号は賛成多数で、その他の4議案については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定については、基金をつくり、活用していくということだが、この事業はどれぐらいのスパン、年月で考えているのかとただしたのに対し、平成31年度当初予算案の面積で計画が進めば、25年から26年というスパンになってくるとおられるとの答弁でした。

次に、議案第20号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定については、紀の川市に進出を考えているホテルや宿泊施設の会社があるのか、また現在、旅館を営んで

いる方で増築を考えているところがあるのかとただしたのに対し、ルートインホテルが紀の川市を選択肢の一つとして考えていただいているので、誘致活動を行っている。それから、積水ハウス株式会社とマリOTTインターナショナルが道の駅に隣接したホテルの展開を考えているので、道の駅青洲の里に誘致したいと考えている。また、既存の宿泊施設からの要望は、今のところないとの答弁でした。

また、経済波及効果額や宿泊者の消費額を見込んでいるのか、宿泊率は何%で考えているのかとただしたのに対し、稼働率60%を見込んでいるとの答弁に、地域資源活用奨励金ということで、紀の川市産の農産物を購入した費用とはどう確認するのかと再度ただしたのに対し、出荷であったり購入であったりの証明で確認を行っていききたいとの答弁に、雇用促進奨励金は1回だけかとさらにただしたのに対し、初年度1回限りであるとの答弁でした。

さらに、市としてホテル建設場所に対する考え方があるのかとただしたのに対し、政策的に誘導を図っていく必要があると考えている。主要幹線沿いというのも一つの候補と考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第31号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） 議案第31号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

これらの条例の改正は、消費税法の改正によりことし10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられることに対応して、現行では内税で規定している上下水道部所管の関連条例を外税方式に変更する内容になっています。

御承知のように、消費税は所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制になります。社会保障の安定財源確保を言うならば、富裕層や巨額の内部留保を行っている大企業に応分の負担を求めるべきです。平成26年に8%に上げられて以来、景気の落ち込みは回復しておりません。10%への増税は、これまでも二度にわたって見送られてきました。消費税の増税は必要と考える人の中にも、この10月からの引き上げについては「反対」との声もあります。

こうしたときに、紀の川市が行うべきは市民の生活を考え、少しでも負担を軽くする施

策であると思います。水道料金で言えば、消費税増税の影響は産業建設常任委員会の審査では、平均的な家庭の使用量、1カ月約20立方メートルという使用量では、70円の増額になります。わずかな金額という見方もあるかもしれませんが、全ての消費にかかわって増額される中の一つと考えれば、市民生活に与える影響は少なくありません。

しかも、外税にするということは、今後、消費税の率が仮に15%、また20%と引き上げられたときに、何らの論議もなしに自動的に水道料金が値上がりするという仕組みがつくられることになってしまいます。

以上のことから、本議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第31号についての賛成討論の発言を許可いたします。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） 私は、議案第31号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

そもそも本議案は、国の施策による消費税率の変更に伴う表記方法の変更に係る条例の一部改正であり、水道事業などの公営企業体としての施策は反映されていません。

新たに導入される軽減税率の制度により、消費税に係る計算式の複雑化が予想され、今後の消費税制度の煩雑さを考えますと、内税方式から外税方式にすることは大きな意義があると考えます。

消費税は、日本国内における課税対象となる全ての取引に対して適用されるものであり、消費税の納税義務者は公共サービスを受けた受益者であって、公営企業体が負担するものではありません。

今後とも、公共性と経済性の二つの原則のもと経営の効率化を図り、健全な運営に取り組むことを要望し、本案に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 以上で討論を終結いたしました。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第20号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第30号 紀の川市営住宅条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第31号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決すること賛成の諸君は起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第34号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について から

議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について まで

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました6議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出されて、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会

委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（登壇） 予算決算常任委員会における補正予算審査の経過並びに結果について、報告をいたします。

当委員会に付託されました議案第35号から議案第40号までの6議案について審査を行いました。いずれも本庁舎6階委員会室1において、3月4日に総務文教分科会、6日に厚生分科会、11日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、22日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第35号から議案第40号までの6議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について。

2款、1項、16目、基金費、基金積み立て事業について、財政調整基金積立金がどのような要因で算出されたのかとただしたのに対し、減額補正等により、歳入・歳出の差額を財政調整基金に積み立てたとの答弁に、財政計画どおりに基金残高は推移されているのかとただしたのに対し、財政計画より上回った基金残高となっているとの答弁でございました。

次に、8款、1項、2目、地籍調査費について、筆界未定がかなり出ているように聞いている。隣接のところは大変困っている状況にある。委託料が減額となっているが、前向きな姿勢で取り組みを進めているのかとただしたのに対し、現地の立ち会いは、各地権者の方に案内を送り立ち会いをお願いしている。筆界未定になりそうな地区、関係者には再立ち会いのお願いをしている。二度、三度案内を送り、連絡がない場合は、近畿圏内で日帰りで行ける地区に関しては直接出向いてお願いをしているとの答弁に、市が直接出向くのか、委託業者が行くのか、委託料にはそういうことも含まれているのか、また罰則規定による罰金もあると思うがと再度ただしたのに対し、委託業者と担当課員と一緒に地権者の自宅に出向いてお話をさせていただいている。また、罰金については、県と相談しながら進めていくとの答弁でした。

次に、歳入では、20款、4項、1目、雑入の紀の海広域施設組合周辺対策事業負担金の内容についてただしたのに対し、農林整備課で負担している県営ため池等整備事業負担金及び農業基盤整備促進事業負担金を合わせて512万1,000円との答弁でした。

また、報告書作成業務事業者負担金の減額理由についてただしたのに対し、発掘調査と報告書等に作成する費用が見込みより作業量等が少なくなったことによる減額との答弁でした。以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております6議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第35号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第36号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第37号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第39号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につ

いては、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について から  
議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について  
まで

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5、議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算についてから、議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました22議案につきましては、過日の本会議において予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（登壇） 予算決算常任委員会における当初予算審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第41号から議案第62号までの22議案について、審査を行いました。

いずれも本庁舎6階委員会室1において、3月4日、5日に総務文教分科会、6日に厚生分科会、11日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、22日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第42号、議案第43号、議案第45号、議案第50号から議案第60号までの11議案については、いずれも全会一致で、議案第41号、議案第44号、議案第46号から議案第49号の4議案、議案第61号及び議案第62号は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定をさせていただきます。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

まず、議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について。

2款、1項、7目、企画費、施策計画管理事業について、市民意識調査の対象者、時期についてをただしたのに対し、対象者は1,500名、年齢は18歳から74歳、調査業務の時期は、1月の中旬から1月末をめどに考えているとの答弁でございました。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業について、まち・ひと・しごと総合戦略等の改定195万円の対象となる経費の内訳についてただしたのに対し、委託料が170万円、通信運搬費が2万6,000円、審議会委員の報酬が22万4,000円との答弁でございました。

また、データを利活用する職員の育成について、93万円の対象経費の内訳についてただしたのに対し、講師等謝礼が81万円、普通旅費が12万円との答弁に、さらに研修内容をただしたのに対し、データを活用した事業構築を推進していくために、データから課題を認識して事業を構築し、効果検証を行う職員を育成するための研修との答弁でございました。

次に、2款、1項、11目、地域創生費、シティプロモーション事業について、どのような内容の事業を行うのかとただしたのに対し、メディアキャラバンの実施、都市部でのマルシェ出展、フルーツの湯の実施、ノベルティの作成を行うとの答弁に、さらに、それらの事業の具体的な事業内容をただしたのに対し、メディアキャラバンについては、主に関西圏、大阪の方へ、紀の川市のコンテンツをラジオ・テレビ等主要なメディアへ持参し、掲載・取材等を営業していく。都市部でのマルシェ出展は、関西圏、大阪の方へ市内の農家さんに農産物の販売等をしていただきPRを行うとのことでした。

また、フルーツの湯は、大阪の銭湯等で協力していただけたところを見つけ、八朔の湯であるとかミカンの皮の湯など実際にお風呂に入ってもらって、紀の川市のPRを行うとの答弁でした。

また、フルーツの湯について、何カ所の銭湯で行うのかとただしたのに対し、最低限2カ所を考えており、1回目の状況を見て、広げられるようなら多くできるように検討していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、12目、交通政策費、バス運行支援事業について、バス利便性向上促進補助金のICカードの利用開始時期についてただしたのに対し、和歌山バス那賀の導入時期にもより、年度後半になるとの答弁でした。

また、紀の川市・岩出市・和歌山市3市の負担割合についてただしたのに対し、当初予算には和歌山市は入っておらず、紀の川市と岩出市の12分の1ずつ計上しているとの答弁に、さらに今後それぞれ路線ごとに負担割合が変わってくるのかとただしたのに対し、案分率については確定しておらず、負担割合が変わってくるとの答弁でございました。

次に、3款、1項、8目、障害者総合支援費、障害者権利擁護事業でコミュニケーションボードの作成とあるが、どのような活用をするのかとただしたのに対し、例えば、避難

所に避難されてくる障害者の方の中で、人と触れ合うのが苦手な方、自分の意思を表示しにくい方たちに対して、絵や文字、記号を書いた紙を提示して意思表示をしてもらうものであるとの答弁でした。

また、それは1カ所の避難所に置いておくのか、それとも全て避難所に置いておくのかとただしたのに対し、避難所が50カ所あり、全ての避難所に必要かどうかということもあるため、大きな避難所と福祉避難所に配置し、職員も持ちできるよう予備も配置しようと考えているとの答弁でございました。

次に、3款、2項、6目、保育所費、保育所運営管理事業でシステム開発委託料、子育て支援アプリの導入ということであるが、これは母子手帳のかわりになるものかとただしたのに対し、母子手帳については、来年度についてはまだ考えていない。まず、こちらからの情報提供に関する部分について進めていき、その後、利用の拡充・拡大を検討していきたい。導入するアプリシステムについては、母子手帳の部分も対応できるという前提で業者の選定をしたいとの答弁でございました。

次に、4款、1項、2目、母子衛生費、子育て世代包括支援センター運営事業で、産後ケア事業委託料に関して、宿泊型と通所型の受け入れ先はどこかとただしたのに対し、宿泊型は、市内の「北山産婦人科」、橋本市の「奥村マタニティクリニック」、和歌山市の「粉川レディースクリニック」、「はまだ産婦人科」、「花山ママクリニック」、「稲田クリニック」の6施設で、通所型については、和歌山市のはまだ産婦人科の1施設であるとの答弁でございました。

また、宿泊型、通所型それぞれ何人見込んでいるか、宿泊型については、1人当たり何日までで、自己負担はそれぞれ幾らになるのかとただしたのに対し、宿泊型については、1人最長六日間までで、自己負担は1泊6,000円、通所型については、1回の利用につき自己負担は500円であるとの答弁でございました。

さらに、この事業に結びつけていくための判断はどのようにするのかと、産後何カ月まで利用可能かとただしたのに対し、判断については、こども課、包括支援センター含め、医療機関と連携をとりながら判断していく。

また、利用可能期間については、宿泊型はおおむね産後2カ月ぐらい、通所型はおおむね産後4カ月ぐらいまでと考えているとの答弁でございました。

次に、6款、1項、4目、農業施設費、青洲の里管理運営事業及び青洲の里整備事業について、工事請負費とはどのような工事か、また整備事業との関係をただしたのに対し、工事請負は、フラワーヒルミュージアムの改修工事、屋上防水、空調設備の改修、電気設備工事になる。整備事業として計画しているのは、新たに取得した土地に直売所を建設する計画で進めているとの答弁に、フラワーヒルミュージアムと直売所は合体して一つの道の駅とならないのかとただしたのに対し、既存のフラワーヒルミュージアムはそのまま使っていく施設となり、直売所が建設できた時点で直売所も含めて道の駅の区域の認定を受けていきたいとの答弁でした。

さらに、直売所だけでなく、何か魅力のあるものをつくらないとお客さんは来ないと思うが、総合的な考え方はどうなっているのかとただしたのに対し、直売所は建設して物を買いに来てもらうだけでは長続きしないことは理解している。体験メニューの整備であるとか、公園部分には使われていないハウスがあり、ハーブ等を活用してお客さんと呼べるような施設にならないかというふうに農業者等と連携して進めているとの答弁でした。

次に、5目、農地費、ため池緊急防災体制整備促進事業について、調査業務委託料として2,000万円出しているがとただしたのに対し、管理がされていないため池、使っていないため池は、貯水しないよう防災工事を実施していくため、経済効果やどういう工事をしていくのか計画する事業費を調査費としてとっている。改修については、県営ため池等整備事業や農業基盤整備事業、小規模土地改良事業で行っているとの答弁に、ため池は強い地震が来た場合、非常に大きな災害につながると思うがと再度ただしたのに対し、確認調査なども行い、危険なため池については改修の話を地元におろしている。ただ、地元負担も取っているの、地元負担の生み出し方なども考えていただきながら、すぐには改修できないが、3～4年後に工事を実施したいということであれば、計画書をつくって事業費がどれくらい要るか出した上で計画に入れているとの答弁でございました。

次に、6款、2項、2目、林業振興費のうち、有害鳥獣捕獲対策事業について、備品購入費のICTを活用した機械とはとただしたのに対し、通信回線を使った囲いおりを計画している。何頭入ったなどの情報がスマートフォンに転送されたり、普通であれば1頭入れば仕掛けが下がるが、何頭か入ったところでゲートを閉めることができるおりになっている。また、センサーを使い、子どもが入って親がまだおりの外にいるときには、ゲートを閉めない設定もできるようになっているとの答弁に、誰が操作をするのか再度ただしたのに対し、猟友会のわな免許を取得している方に操作してもらう計画であるとの答弁に、ICTを活用した捕獲おりが主流になってきていると聞いているが、山間部であれば電波が制限されることも考えられる。今後の導入計画はとさらにただしたのに対し、31年度は1台購入する。普通のおりより大きな囲いおりであり、設置場所も大変重要となるため、捕獲の効果など検証しながら検討していきたいとの答弁でした。

次に、7款、1項、2目、商工振興費のうち、プレミアムつき商品券事業について、本市の対象者は何名で、購入場所、使えるお店をただしたのに対し、対象者は、非課税者2万2,965人、3歳未満の子ども1,123人を想定している。購入場所は、本庁と各支所、鞆淵出張所も含めて考えている。使える事業所は、毎年実施している商工会の商品券の事業所プラス大型店舗も対象として募集を募りたいと考えているとの答弁でした。

また、生活保護世帯には対象になるのか、3歳児未満とはいつからいつまでに生まれた子どもが対象となるのかと再度ただしたのに対し、生活保護世帯は対象とならない。3歳児未満は、2016年4月1日以降に生まれた方で、いつまでかは国の要綱が未確定で最終決定していないとの答弁に、額面金額は幾らで、おつりが出るのか、何割が得となり、上限はとさらにただしたのに対し、1枚当たり500円で、おつりは出ない形を想定して

いる。2割乗っている形となり、2万円で額面2万5,000円分まで買える形となっているとの答弁でした。

さらに、商工会が発行しているプレミアム商品券と今回出てきたプレミアムつき商品券、併用されるとややこしいがとただしたのに対し、商工会にお願いしている商品券には「商工会版」と表示したり、市が発行する商品券はサイズを小さくしたり色を変えたりして差別化したいとの答弁でございました。

次に、9款、1項、4目、消防施設費、防災行政無線デジタル化事業について、この事業の中で行われる戸別受信機の整備について何台設置するのかとただしたのに対し、1,300台の戸別受信機の設置を行うとの答弁でした。

次に、避難所機能強化事業について、防災備蓄倉庫の整備を具体的にどこの地域に整備するのかとただしたのに対し、平成30年に開設した避難所18カ所、それにプラスして災害時に孤立するおそれのある奥安楽川地区、鞆渕地区、中尾地区、赤沼田地区、神通地区、高野地区等を優先的に検討しているとの答弁でした。

次に、10款、1項、3目、教育諸費、学校教育推進事業について、外国語指導員報償費の内容についてただしたのに対し、外国語指導員を市単独で6名を配置し、全小学校で英語の学習を行っていただく費用との答弁に、外国語指導員の勤務体制についてただしたのに対し、週に15時間の出勤を予定し、小学校3～4年生では週1時間、5～6年生は週2時間、英語の学習をしていただく予定との答弁でございました。

さらに、外国語指導員にはどのような方に来ていただくのかとただしたのに対し、かつて中学校で英語の指導の経験のある先生OBを中心に指導員になっていただく予定との答弁でございました。

次に、10款、6項、4目、学校給食費、学校給食運営事業について、学校給食費の公会計化に至った経緯についてただしたのに対し、学校で大きな金額を扱うということでトラブルがあっては困ること、先生の負担もある程度軽減できるということ、また近年給食費の運営について公会計化に移行するようという方針も出されており、平成32年度から公会計化に移行したいということで、今年度システム開発費を計上させていただいたとの答弁に、また会計についてはどういう形で公会計を行うのかとただしたのに対し、特別会計ではなく、一般会計の中に歳入・歳出それぞれ計上する予定との答弁でございました。

次に、歳入では、1款、市税の中で、和歌山地方税回収機構への送付件数と、その調定額についてただしたのに対し、移管件数は50件で、滞納税額は市税のみで4,663万5,149円、督促手数料で17万3,722円、延滞金は3,933万7,069円、いずれも国民健康保険税を含み、合計で8,614万5,940円との答弁でございました。

次に、13款、2項、1目、民生費負担金、保育所保育料の減額理由についてただしたのに対し、来年度10月からは保育料無償化による減額で、3歳から5歳分まで8,920万円程度、2歳以下の非課税分で580万円程度の減額となるとの答弁でございました。

次に、議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、「海外療養費不正請求対策委託料」とはどのような内容のものかとただしたのに対し、これは広域連合に委託し、海外での不正請求に対応するためのもので、不正請求の疑いがある場合は、委託先の民間調査会社による調査となる。紀の川市から連合会、中央会、民間調査会社という流れになり、予算内容としては、診療内容の翻訳、現地医療機関への文書照会、現地医療機関への電話照会を各1回ずつ行った場合を想定しており、県内では今のところ不正請求の事案はないとの答弁でございました。

次に、議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、1款、1項、1目、一般管理費、一般管理事業について、公営企業法適用化業務委託料ということで、公営企業会計に移行するメリットはとただしたのに対し、財政の状態が明確化されるので、資産運用等経営面でプラスになると考えているとの答弁でございました。

次に、議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算については、資本的支出、1款、1項、3目、機械及び装置購入費について、給水タンク等の整備ということだが、応急の位置づけはとただしたのに対し、防災力の向上ということで災害時に使用するものだけを考えているとの答弁に、災害時には別として、紀の川市には水道に加入していない市民も多くいる中で、応急・緊急的な市民への対応、対策について今後検討するのかと再度ただしたのに対し、水道会計は、料金をいただいた上で施設を守っていく独立採算制が基本原則であるが、今後どのような格好で災害等が起こり得るかもわからないので、関係部局と協議しながら進めていく考えであるとの答弁でございました。以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で報告を終わります。御審議のほうよろしく願いをいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時04分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

それでは、議案第41号についての反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

平成31年度予算は、第2次長期総合計画の2年目の予算として304億7,000万円で編成されました。平成31年度には、学校司書の増員を前年度に続き行い、2名増員の5名としたことや小学校のトイレの洋式化、保育所のガラス飛散防止対策、病児保育の実施、産前産後のケアとサポート事業など、子どもの教育・保育にかかわる施策や環境の改善が進められることは歓迎をいたします。

また、親元就農者への独自の支援策が予算化されましたが、農業を基幹産業とする本市にとって重要な施策が実現したと思っています。このほかにも、市民ニーズに自治体として応える事業、予算計上した担当課の自治体職員としての思いの込められた事業もたくさんあり、新規事業も含め事業実施による効果が上がることを期待しています。

その上で、反対理由としては、一つ目は、消費税の税率引き上げに前提に、歳入の使用料で70万円の負担増となっていることです。税務署に納める必要のない消費税は、取る必要はありませんし、取るべきではありません。

歳出では、物件費や普通建設事業費などで、全体で8億9,000万円の消費税を紀の川市が負担し、そのうち消費税の10%への引き上げとなる2%分で1億円という説明がありました。税率が引き上げられれば負担せざるを得ないものですが、増税による自治体予算への影響も大きいと思いました。

二つ目は、紀の川市の財政力を生かせばもっと積極的な予算組みができたのではないかということです。基金残高は、平成30年度末で123億円が見込まれています。一方、31年度末の地方債減税型見込み額283億円のうち258億円が後々交付税算入されるということです。地方債の返済での紀の川市の持ち出しは25億円ほどとなり、基金のほうがはるかに多い状況です。

合併算定がえの縮小の影響もかつて心配されたほどではありません。十分な余裕があるとは言えないにしても、もう少し市民サービスに回す財源はあるのではないのでしょうか。例えばですが、31年度から重度心身障害者福祉手当が廃止されることになっていますが、ある障害のある方から、「こんなところを削らなくてもいいのに」との声を聞きました。私も廃止する必要はないと思います。

また、買い物や外出に不自由している高齢者への乗り合いタクシーの全域導入、図書館格差の是正、国民健康保険税の負担軽減のための赤字補填ではない政策的軽減を図ることなど、もっと取り組んでほしいなと思うことは私にはありますし、各担当課でも予算が許せば取り組みたい事業はあると思います。

それと、反対理由とはしませんが、プレミアムつき商品券事業について、一言御指摘したいと思います。この事業は、消費税の引き上げに伴い、経済的負担の軽減のために2万円で2万5,000円の商品券が購入でき、市内の各店舗で使えるというものです。住民税非課税者も購入できる対象となっています。対象者には、市役所から案内がされ、申請

により商品券を購入することができ、その後、市内のお店で使うこととなります。

私が懸念するのは、申請と購入時、そしてお店で使うとき、これは何度かに分けて使うことになるとと思いますが、その都度商品券の購入者は、住民税非課税者であることを示すことになるということです。個人の収入状況は、周りには知られたくないと考える方もあると思います。取り越し苦労であればそれでいいのですが、不快な思いをされる方がないように配慮や工夫が必要だと思っています。

また、担当課の販売から生産までの事務も大変な事務量になると思います。これらのことを思うと、給付金事業でもよかったのではと思います。6億円を超える大きな事業費ですので、一言申し上げました。

以上、述べまして、反対討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第41号についての賛成討論の発言を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成31年度予算は、人口減少が続く中、昨年新たな長期総合計画を策定し、計画の将来像である「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を着実に実現するための経費が計上されております。

「安全・安心」の分野では、近年の大災害等を教訓に「防災力の向上」を目指し、災害発生時に市民が迅速に避難できるよう必要な避難所機能の充実・強化の実施。

「子育て・教育」では、「子育て支援サービスの充実」、「妊娠期から育児期にわたる切れ目のない支援」を目指し、子育てに関する情報提供の充実、不妊治療助成制度の拡充や子育て世代包括支援センターの運営。また、荒川中学校の校舎改築工事の完成、中学校トイレ洋式化など教育環境の整備、英語指導力の向上。

「産業・交流」では、まず「農業経営の強化」を目指し、豊かなフルーツ資源を生かし、また関西国際空港までのアクセスのよさも生かして、国外に対しては輸出拡大に向けてのプロモーションを展開、紀の川フルーツ観光局の運営支援。

次に、「都市基盤・生活環境」では、都市計画マスタープランの更新や橋梁維持補修修繕等、「計画的な土地利用に基づくインフラ整備」を目指す中、京奈和関空連絡道路整備促進事業では、国・県に積極的に要望活動を実施推進。

「地域づくり・行政経営」では、昨年に引き続き、シティプロモーション事業の推進とワンストップパーソンによる移住・定住促進を重点的に図り、また公共施設マネジメントの推進を行うなど、各分野にわたり市の将来を見据えた予算であると評価いたします。

今後も財源の確保と歳出の削減に努めつつ予算を執行し、真に市民のための行政運営に取り組むことを強く要望し、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第44号についての反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

国保加入者の後期高齢者医療制度への移行が進み、加入者数の減少が続く中、県への納付金は減っていないことから、保険税率を改定して予算組みがされました。

反対の理由は、先ほどの24号とも重なりますが、税率改正により1人当たり保険税額として負担増となっているということです。

予算決算常任委員会の厚生分科会の審査では、この予算案が検討された国保の運営協議会でも基金の活用をという意見が出された説明がありましたが、私もそう思います。4億4,800万円もある基金のごく一部を活用するだけで負担増は抑えられたはずですが、県からの納付金が示されるのが遅いとしても、その判断を条例改正案の作成と予算組みの中で即断すべきだったと思います。

国保の負担問題は、現在、被用者保険に入っている方も含めみんなの問題だと思っています。引き続き、皆さんと一緒に安心して入れる保険にしていくために考えていきたいということを申し添えて、討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第44号についての賛成討論の発言を許可いたします。  
8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（登壇） 私は、議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

近年、社会経済情勢は穏やかに改善していると言われますが、地方に暮らす低所得の世帯や高齢者の多い国民健康保険を取り巻く情勢はますます厳しくなっていると言わざるを得ず、加えて医療技術の高度化や高額な薬剤の普及、生活習慣病の増加などで医療費の負担が年々増加しており、厳しい財政運営を強いられております。

このような状況の中、国保が抱える財政上の構造的な問題の解決を目指し、平成30年度に国保の運営主体を都道府県と市町村の共同運営とする都道府県単位化などの制度改革が始まっています。

平成31年度において、県が示す国保事業費納付金や標準保険料率の水準により国保税率を見直す必要があることから、被保険者の負担を考慮しながら税率改正して歳入予算を確保するとともに、被保険者の健康保持のため、特定健康診査・特定保健指導や脳ドック助成事業などの保健事業にも積極的に取り組もうとする姿勢が見受けられるところであります。

今後、さらに医療費抑制化に向けたさらなる取り組みなど、健全な国保の事業運営に一層の努力をされることを要望し、本案に対する賛成の討論とします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第46号についての反対討論の発言を許可いたします。  
9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療を受ける機会がふえてくる75歳以上で区切り、高齢者を別枠の医療保険に困り込んでしまうものです。そのことによって、高齢化が進めば進むほど保険料がふえ、加入者の負担がふえ続ける制度となっています。

また、平成31年度からは低所得者の方への軽減措置として、これまでとられてきた均等割の9割、8.5割の特例軽減の見直しが行われ縮小される内容となっています。軽減措置が縮小されることで、さらに高齢者の保険料負担がふえる予算となっていることから、今回の議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第46号についての賛成討論の発言を許可いたします。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（登壇） 私は、議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となっています。

本予算は、紀の川市が徴収した保険料や県負担金などによる繰入金の合計額を広域連合に納付する内容となっており、広域連合運営という現行の制度において示された予算の計上や執行は各自治体の責任であり、平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について賛成します。

今後におきましても、高齢者医療制度の対象が高齢者であることを踏まえ、親切で丁寧な対応と医療費の抑制に向けたさらなる取り組みを要望し、本案に対する賛成討論とします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第47号についての反対討論の発言を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（登壇） 議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

紀の川市が力を入れている元気で介護サービスを利用しなくても済むような状況を保てるための取り組みとして、てくてく体操の拠点をふやすため、理学療法士の増員やフレイル予防事業への取り組みなどにはとても期待しています。

また、平成29年度から始まった総合事業では、この事業を行う事業所がふえ、利用者もふえているとの説明がありました。この事業は、通常の介護サービスよりも安いというメリットはあるかもしれませんが、しかし、この事業は、総量に上限があり、利用したいだけ利用できるものではありません。このサービスを積極的に進めることは、同時に上限を気にしてサービスの利用を制限することにつながっていくのではないかと懸念されます。

以上のことから、本議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第47号についての賛成討論の発言を許可いたします。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（登壇） 私は、議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

提案されました平成31年度の予算額は72億2,200万円、前年度に対し3億2,000万円、4.4%の増となっております。これは、本年10月に予定されております消費税率の改定に伴うサービス報酬の改定による増額を見込んだものであり、制度の運営上必要なものと考えます。

また、本年は第7期介護保険事業計画の中間年であり、計画の基本理念である「地域で支え合い、理解し合いながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現すべく、高齢者が人と人とのつながりを通じて健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、「紀の川市てくてく体操」などの集いや通いの場を充実させるための介護予防施策を積極的に展開していく内容であります。

加えて、地域包括ケアシステムを推進すべく地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者の権利擁護にも配慮した内容にもなっていることを評価します。

引き続き、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されつつ、介護保険制度を長期的に持続可能とする取り組みを期待して、本案に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第48号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） 議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、反対討論を行います。

今回の公共下水道特別会計予算は、10月1日からの消費税増税に対応した予算になっています。

議案31号についての反対討論でも述べましたが、今、消費税増税はすべきではありません。しかも、食料品を8%に据え置くという軽減税率の考えで言うならば、生命維持の源である水や、または生活活動の結果として生じる下水や排水に10%の税率がかかることについては納得できません。

本市のとるべき施策としては、消費税が10%に増税されても、当面すぐに市民に負担を求めるのではなくて、企業努力をすべきだと考え、本議案に反対をするものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第48号についての賛成討論の発言を許可いたします。

14番 室谷伊則君。

○14番（室谷伊則君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

公共下水道事業は汚水処理方法の一つであり、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質の保全などが目的であり、紀の川中流流域下水道として、和歌山県、岩出市と一体となって取り組んでいる事業であります。

本予算は、市が徴収した使用料や国庫補助金などの収入により、建設工事を初め施設の

維持管理に要する費用のほか、県が事業主体の紀の川中流流域下水道建設費の負担金などが主な支出となっており、事業目的のため、事業計画に基づき、効率よく継続して進められております。

今後も、着実かつ計画的に下水道整備が進捗できますよう要望し、本案に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第49号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） 議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、反対討論を行います。

今回の紀の川市農業集落排水事業特別会計予算は、10月1日からの消費税増税に対応した予算になっております。

議案第48号の反対党論でも述べました理由によって、本議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第49号についての賛成討論の発言を許可いたします。

18番 竹村広明君。

○18番（竹村広明君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第49号平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

農業集落排水施設は、農業用排水路の水質保全や快適な生活環境の改善、河川などの水質保全を図り、水循環社会の形成に大きな役割を果たしております。

経年により老朽化した施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理に努め、経営基盤の強化に取り組んでおります。

今後も引き続き、適正な施設管理を行っていただくことを要望し、本案に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第61号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） 議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算について、反対討論を行います。

今回の紀の川市水道事業会計予算は、10月1日からの消費税増税に対応した予算になっています。

先ほどの議案第48号の反対討論でも述べました理由によって、本議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第61号についての賛成討論の発言を許可いたします。

20番 杉原 勲君。

○20番（杉原 勲君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第61号平成31年度紀の川市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である「公共の福

祉を増進する」という基本原則に基づいて経営しており、消費税率10%への改正は国の施策によるものであり、課税対象となる取引に対して適用されるものと考えております。

水道事業の健全経営を継続させることで、目標である「安心・安全な水道水の安定供給」を図るため、水道事業基本計画、すなわち水道ビジョンをもとに継続して進めており、効率的な運営を図ろうとするもので、引き続き住民が安心して暮らせるよう、安全な水道水を安定して供給いただくことを要望し、本案に対する賛成の討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第62号についての反対討論の発言を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（登壇） 議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、反対討論を行います。

今回の紀の川市工業用水道事業会計予算は、10月1日からの消費税増税に対応した予算になっております。

先ほどの議案第48号の反対討論でも述べましたように、本議案に反対するものです。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第62号についての賛成討論の発言を許可いたします。

20番 杉原 勲君。

○20番（杉原 勲君）（登壇） ただいま議題となっております議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本市には、桃山第1工業団地、桃山第2工業団地並びに桃山第3企業団地に工業用水を供給するために、工業用水道事業が設置されております。

工業用水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、適正かつ健全な事業運営を図っていかねばなりません。引き続き、事業計画に基づき、適正な施設管理とともに経済的かつ安定的な経営を図っていただくことを要望し、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第42号 平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第43号 平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第45号 平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（坂本康隆君） 次に、議案第50号 平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案第60号 平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第50号から議案第60号までの11議案については、委員長の報告は可決とするものであります。

本11議案については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第60号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び3常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成31年度第1回定例会終了に当たり、一言お礼申し上げます。

2月26日開会、本日、3月26日までの29日間の会期中で、皆さん方に十分御審議をいただき、上程させていただきました全ての議案を承認いただきました。ありがとうございました。

予算決算常任委員会や各常任委員会など、皆さんには大変御苦勞さんでございました。全てをお認めいただきましたけれども、今後無駄遣いせず大切に執行・全職員ともに一生懸命に目指す将来像に向けて進んでいきたいと考えております。

今後とも、議員各位には御協力をお願い申し上げ、お礼の言葉といたしたいと思っております。十分皆さん方もお体に気をつけて御活躍、御協力いただくことを切にお願い申し上げて、お礼の御挨拶といたします。

御苦勞さんでございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、平成31年第1回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月26日に開会し、本日まで29日間にわたり、慎重審議賜り、また議会運営につきましても御協力をいただきましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

議員各位には、数多くの重要議案につきまして、新しい時代に向け充実した議論が交わされたものと思っております。また、このたび退職されます職員の皆さんには、多年にわたり、住民福祉の向上のため御尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

今後は、御家族とともに健康に御留意され、地域の活性化のため、引き続き御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会は、平成最後の定例会でありました。「平成」は、多くの自然災害が起きた時代として、人々の記憶に残るものと思われまます。

本市の平成31年度予算の編成においては、「防災力の向上」に重点的に配分されておりました。市長初め、職員の皆様には、「安全・安心・強いまち」を実現するために御努力され、また議員各位におかれましては、新しい未来を見据えた紀の川市のまちづくりのため、ますます議員活動に全力を尽くしていただきますようお願い申し上げ、私からの閉会の挨拶いたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成31年2月26日招集の平成31年第1回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前11時53分）